

最終更新日:2016年6月24日
株式会社 エス・エム・エス

代表取締役社長 後藤 夏樹

問合せ先:取締役経営管理本部長 杉崎 政人

証券コード:2175

<http://www.bm-sms.co.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、「高齢社会に適した情報インフラを構築することで価値を創造し社会に貢献し続ける」というグループミッションのもと、日々の事業運営を行っております。そのグループミッション実現のためには、企業価値・株主価値の最大化を通じ、株主・クライアント・取引先等全てのステークホルダーに貢献し、支持され続けることが必要であると認識しております。コーポレート・ガバナンスにつきましては、その前提条件として非常に重要で、コーポレート・ガバナンスの強化を行うことは業務の公正・透明性の確保、業務の効率化につながり、グループミッション実現のため必要不可欠なものと考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-4】

議決権の電子行使を可能とする環境の提供及び招集通知の英訳は現在実施しておりません。今後検討をすすめてまいります。

【補充原則4-10-1】

取締役候補者の指名については、社外取締役を含む取締役会が定めた方針に基づき、方針に合致した人物を取締役会で審議のうえ決定しています。

また、報酬については、株主総会で決議された報酬総額の枠内において設定します。監査等委員でない取締役の報酬は、社外取締役を含む取締役会で定めた方針に基づき、取締役会からの委任を受けた代表取締役が決定しています。監査等委員である取締役の報酬は、監査等委員会の協議により決定しております。

なお、現状においては指名・報酬が適切に決定され、現行の仕組みは適切に機能しており、任意の諮問委員会等は必要ないと考えております。

【補充原則4-11-3】

当社の取締役会では、各役員間で積極的な議論が行われております。取締役会の実効性に関する分析および評価、その結果の概要の開示については今後の課題とし、どのように実施すべきかを検討していきたいと考えています。

【原則5-2】

当社は、変化の激しい環境の中で事業を行っているため、絶えず戦略をアップデートしていく必要があります。そのため当社は毎年、中期経営計画を策定またはロールアップしております。その中では戦略だけでなく、売上・利益等の目標値を設定しており、社内には共有を行っております。また、株主の方々には決算会社説明会資料等で戦略の要旨を説明しておりますが、収益力・資本効率等の目標の開示については今後の検討事項と考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4】

当社グループは現在、政策保有株式として上場企業の株式を保有しておりません。

今後については、当社グループの戦略との合致性やシナジー効果、費用対効果、リスク等を総合的に勘案し、当社グループの価値向上に繋がると判断した場合、保有する可能性があります。

【原則1-7】

利益相反取引については、一般の取引条件と同様である場合を除き、取締役会の決議及び報告が必要であると定めております。

関連当事者取引については、市場における一般的な取引条件を勘案して決定するとともに、その取引状況をモニタリングしております。また、実施した場合は、計算書類の注記表および有価証券報告書において開示致します。

【原則3-1】

(1)日本は既に超高齢社会に突入しています。生産人口が減少していく中で、高齢社会に関連したビジネスは日本の中でも数少ない成長可能性の高い領域として、人々や企業の関心は高まっています。また、高齢社会に関連する情報は、例えば介護や医療など、専門性が高いものが多く、正しい情報を簡単に得たいというニーズはより高まっており、そこには膨大な事業機会が存在しています。

このような環境のなか、当社グループでは「高齢社会に適した情報インフラを構築することで価値を創造し社会に貢献し続ける」ことをグループミッションに掲げ、事業領域を介護・医療・キャリア・ヘルスケア・シニアライフ・海外と定義し、情報がコアバリューとなるサービス（具体的には、事業者向け経営支援サービス、人材紹介サービス、コミュニティサービス等）を数多く展開しています。今後も拡大する市場を背景に、ますます高まる情報ニーズに応える様々なサービスを数多く生み出し、それらを有機的に結びつけることで事業を拡大し、社会に貢献し続けていきたいと考えています。

(2)本報告書「1-1. 基本的な考え方」に記載しております。

(3)監査等委員でない取締役の報酬につきましては、社外取締役を含む取締役会で定めた方針に基づき、取締役会からの委任を受けた代表取締役が決定しています。その際には、当社の業績に加え、本人の成果、業績に対する貢献度合い、今後担うべき役割等を総合的に勘案して決定します。また、新株予約権の付与を行うことがあります。また、監査等委員である取締役の報酬は、監査等委員会の協議により決定しております。

(4)取締役会の知識・経験・能力のバランス、多様性については、当社事業に係る幅広い知識と豊富な経験を有する者、法律・会計・企業経営等に豊富な経験と幅広い見識のある者等を年齢・性別・国籍を問わず選任する方針であります。

(5)新任候補者の選任理由につきましては、「株主総会招集ご通知」に記載のとおりです。

【補充原則4-1-1】

当社は、法令・定款の定めにより決定すべき事項、定款に規程された事項、株主総会の決議により委任された事項、その他経営上の重要な意思決定について、取締役会の決議を必要としており、その基準は「取締役会規程」に明記しています。

また、「職務権限規程」において業務執行に関する各会議体及び各職位の決裁権限を定めています。その内容は法制度や当社の状況等により適宜見直しを実施し、取締役会をはじめとする各会議体・各職位が実効性をもって迅速に意思決定することを目指しています。

【原則4-8】

当社は、独立社外取締役を3名選任しております。取締役会の構成人数は6名であり、半数が独立社外取締役となっています。

【原則4-9】

当社は、社外取締役を独立役員として指定する要件として、当社と人的関係及び役員が関与した取引関係はなく、また資本的關係に関しても、主要株主ではなく、さらに一般株主と利益が相反するおそれがないこととしております。

【補充原則4-11-1】

取締役会の知識・経験・能力のバランス、多様性については、当社事業に係る幅広い知識と豊富な経験を有する者、法律・会計・企業経営等に豊富な経験と幅広い見識のある者等を年齢・性別・国籍を問わず選任する方針であります。

また、取締役会の規模に関しては、定款で取締役の人数を、監査等委員でない取締役は9名以内、監査等委員である取締役は5名以内と定めており、現在は監査等委員でない取締役3名、監査等委員である取締役3名の合計6名にて構成しております。取締役会として経営の監督及び迅速な意思決定を行うにあたり、必要十分な規模と考えております。

【補充原則4-11-2】

当社は、取締役の上場会社をはじめとする重要な兼職の状況を「定時取締役会招集ご通知」および有価証券報告書において、毎年開示しています。

また、取締役の取締役会への出席率は非常に高く、また、監査役会設置会社であった直近までの監査役の監査役会の出席率も非常に高かったため、合理的な範囲内の兼職であると考えています。

【補充原則4-14-2】

取締役がその役割を果たすため必要な事業、財務、組織等の経営情報を提供する場を必要に応じ設けております。また、必要に応じトレーニングに対する費用の支援を実施しています。

【原則5-1】

株主との対話については、最高財務責任者である経営管理本部長が統括し、代表取締役と連携し対話の方向性を検討しております。四半期ごとに開催する決算会社説明会では代表取締役が自ら説明し、必要に応じ個別面談にも参加しております。また、経理財務や法務等IR担当と連携すべき部門はすべてIR担当と同様の経営管理本部に属しており、各部門が必要に応じIR活動への補助を行う等適切な連携を実施しております。

株主との関係性については、実質株主を含めた株主構造の把握に努めると共に、対話内容についても経営陣幹部等が必要に応じフィードバックしております。インサイダー情報の管理については、決算日翌日から決算発表日までは決算情報に関する対話を控える等、インサイダー情報の漏洩防止に留意しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

30%以上

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
諸藤周平	10,199,600	24.35
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,143,900	5.12
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON LENDING 15 PCT TREATY ACCOUNT 常任代理人 香港上海銀行東京支店	1,782,300	4.25
田口茂樹	1,727,600	4.12
アズワン株式会社	1,680,000	4.01
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,622,200	3.87
STATE STREET LONDON CARE OF STATE STREET BANK AND TRUST, BOSTON SSBTC A/C UK LONDON BRANCH CLIENTS- UNITED KINGDOM 常任代理人 香港上海銀行東京支店	1,340,000	3.20
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 常任代理人 香港上海銀行東京支店	1,093,870	2.61
エムスリー株式会社	1,039,700	2.48
THE BANK OF NEW YORK, NON-TREATY JASDEC ACCOUNT 常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行	929,615	2.22

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	14 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
伍藤 忠春	他の会社の出身者											
松林 智紀	他の会社の出身者								○			
矢野 拓也	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
伍藤 忠春	○	○	——	厚生労働省在籍時の知見並びに現在の日本製薬工業協会理事長職を通じ、当社の事業領域である医療・介護分野における豊富な知識・経験を有しているため、社外取締役に選任しております。また、当社グループの主要な取引先、役員報酬以外に多額の金銭その他の財産

				を得ているコンサルタント等、一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとして取引所が示した基準に該当していないことから、独立役員に指定しております。
松林 智紀	○	○	松林智紀氏は田辺総合法律事務所のパートナー弁護士です。当社は同法律事務所との間で、法律顧問契約の取引関係がありますが、契約金額は当社及び同法律事務所それぞれの年間売上高に対し僅少であり、同氏は当社の依頼案件に関与していないことから、社外取締役の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。	弁護士として長年にわたり活躍しており、法律の専門家としての豊富な知識、経験と幅広い見識を有しているため、社外取締役に選任します。また、当社グループの主要な取引先、役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント等、一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとして取引所が示した基準に該当していないことから、独立役員に指定しております。
矢野 拓也	○	○	——	公認会計士・税理士として長年にわたり活躍しており、会計・税務の専門家としての豊富な知識、経験と幅広い見識を有しているため、社外取締役に選任します。また、当社グループの主要な取引先、役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント等、一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとして取引所が示した基準に該当していないことから、独立役員に指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性					
	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	0	0	3	社外取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				
当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項					
内部監査部門が監査等委員会事務局の役割を担い、適宜監査業務を補助します。また、監査等委員会により監査業務に関する命令を受けた補助使用人は、その命令に関して、取締役の命令を受けないこととしております。					
監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新					

監査等委員会は、内部監査部門の監査と調整を図り、連携して監査を行います。また、会計監査人から四半期ごとに監査結果の報告を受けるほか、適時に会計監査人と会合をもち、意見及び情報の交換を行う等、相互に連携を図ります。

内部監査部門は、監査等委員会の職務を補助するとともに、月次で会合をもち、監査計画をはじめ、監査結果や進捗状況を報告し、意見及び情報の交換を行うほか、内部通報制度の運用状況を報告する等、相互連携を図っています。また、会計監査人とは主に金融商品取引法に基づく内部統制監査に関して意見及び情報の交換を行う等、監査の有効性・効率性を高めるため、密に連携を図っています。

また、内部統制部門は、これらの監査により指摘を受けた事項について検討し、必要な対応を図っています。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

該当事項はありません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当事項に関する補足説明

当社は、当社グループの業績向上に対する意欲や士気を高めるため、ならびに長期的貢献を促すためにストックオプション制度を導入しております。なお、当社のストックオプションの概要は有価証券報告書をご参照ください。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員、子会社の取締役、その他

該当事項に関する補足説明

本報告書提出時点で、行使権利が失効していないストックオプションの付与対象者となります。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当事項に関する補足説明

該当事項はありません。

報酬の額又はその算定方法の決定方 針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は平成27年6月24日開催の第13期定時株主総会決議により報酬限度額を定めております。取締役報酬限度額は、監査等委員でない取締役の報酬限度額は年額200,000千円、監査等委員である取締役の報酬限度額は年額100,000千円です。
当社は、役員の報酬について、前述の株主総会決議の総額の範囲内において決定いたします。また、前述の報酬限度額内で、監査等委員でない取締役を対象とした新株予約権の付与を行うことがあります。目的は取締役に対し長期的貢献を促すためです。
取締役の報酬につきましては、当社の業績に加え、本人の成果、業績に対する貢献度合い、今後担うべき役割等を総合的に勘案して決定いたします。
なお、平成28年3月期における取締役の報酬については、有価証券報告書において総額を記載しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役と協議の上で必要な人員を配置し、適宜必要な資料や情報の提供などのサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

＜業務執行の機能に係る事項＞

取締役会の意思決定および業務執行が合理的に行われることを目的として、以下の体制をとっております。

- ・原則月1回の取締役会にて、取締役の職務執行状況の報告と法令・定款及び取締役会規程に定めた事項についての決議
- ・原則週1回の経営会議にて、重要な業務執行に係る意思決定、取締役会付議事項やその他重要事項についての審議

＜監査・監督の機能に係る事項＞

コーポレート・ガバナンス及びモニタリング機能強化を目的として、以下の体制をとっております。

- ・社外取締役が、取締役会に出席し、独立した立場から意思決定の妥当性ならびに公正性を監督するとともに、監査等委員会で定められた監査方針に基づき取締役の業務執行ならびに意思決定の適法性、妥当性等を監査
- ・独立役員の要件を満たし、かつ法律及び会計・税務に関する知見を有する社外取締役の選任

・内部監査部門が、他の業務執行から独立した立場で、法令等の遵守、業務の有効性などを確保するため、各部門及び子会社等における業務遂行状況を検証・評価し、内部統制の改善に向けた監査を実施

会計監査については、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しております。体制は以下の通りです。

・公認会計士の氏名

指定有限責任社員：小野淳史

指定有限責任社員：石井広幸

・会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士7名

その他12名

＜指名、報酬決定等の機能に係る事項＞

取締役は、取締役会において候補者を選定し、定款の定めにより株主総会において選任します。

監査等委員でない取締役の報酬は、株主総会で承認された総額の範囲内において、当社の業績に加え、本人の成果、業績に対する貢献度合い、今後担うべき役割等を、総合的に勘案して決定いたします。監査等委員である取締役の報酬は、監査等委員会の協議により決定いたします。また、前述とは別に、監査等委員でない取締役を対象とした新株予約権の付与を行うことがあります。目的は取締役に對し長期的貢献を促すためであります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、コーポレート・ガバナンスのより一層の強化を図ることを目的として、平成28年6月24日開催の第13期定時株主総会において定款の一部を変更し、同日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。

当社における業務執行上の重要な意思決定の多くは、取締役会及び経営会議に集約されています。社外取締役3名を含む6名の取締役で構成される取締役会を定例では原則月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しています。その他重要事項に関し、経営判断を補完する目的で、監査等委員でない取締役及び本部長等で構成される経営会議を原則週1回開催し、取締役会規程及び経営会議規程、職務権限規程等に基づき、業務執行に係る意思決定を行うと共に、業務執行状況の確認を行っています。また、経営会議には監査等委員である取締役がオブザーバーとして必要に応じ参加しています。

監査等委員である取締役は、監査等委員会が定めた監査の方針、業務分担に従い、監査等委員でない取締役・従業員等から職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類を閲覧します。また、会計監査人、内部監査部門等と緊密に連携することで、企業経営の効率性の維持・向上、適法性の確保に努めます。そのため、当該体制によって経営の客観性を確保できると考えています。

当社は取締役の意思決定及び業務執行が合理的に行われ、監査・監督が十分に機能し、コーポレート・ガバナンスがより一層強化されると判断したため、現状の体制を採用いたしました。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	開催日の3週間前に招集通知を発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	毎年、第一集中日の数日前に株主総会を設定しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年4回の開催を予定しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページに有価証券報告書、決算短信、株主総会招集通知、会社説明会資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営管理本部 財務企画部の所管業務としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、会社法、金融商品取引法等の関連法令及び東京証券取引所の定める規則の遵守、社内体制びIR活動の充実などを図ることにより、投資者をはじめとするステークホルダーの視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示に努めます。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

- a. 当社の取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 当社は、法令、定款及び社会規範の遵守を経営の根幹におき、当社及び当社子会社（以下、「当社グループ」という。）においてその徹底と継続的改善を図るため、法令の遵守、倫理感の醸成及び全社的なリスク管理に係る方針を定め、コンプライアンス体制の維持、向上を図る。
 - ロ. 当社は、法令違反行為その他コンプライアンスに関する問題の早期発見と是正を目的として、社内通報窓口及び顧問弁護士事務所を情報受領者とするグループ内部通報制度を整備し、問題の早期発見・未然防止を図る。
 - ハ. 当社は、コンプライアンスを含むリスクマネジメントに係る規程を定め、リスクマネジメントを所管する部門が当社グループにおけるコンプライアンス対応を組織横断的に統括する。コンプライアンス対応活動に係る意思決定は経営会議において行い、その内容を定期的に取り締役に報告する。
- 二. 内部監査部門は、当社グループにおける、法令の遵守、倫理感の醸成及び全社的なリスク管理の状況を監査し、これらの活動を取り締役会及び監査等委員会に報告する。
- ホ. 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断し、当社グループを挙げて毅然とした姿勢で対応する。
- b. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - イ. 当社は、取締役の職務執行に係る情報及びその管理について、対象文書と保存期間及び管理方法等を規定し、文書化もしくは電磁的媒体に記録の上、経営判断に用いた関連資料と共に保存する。
 - ロ. 当社は、取締役からの要請があった場合に備え、情報の種類や特性に応じて適切かつ確実な検索性の高い状態で保存・管理することとし、閲覧可能な状態を維持する。
- c. 当社の損失の危険管理に関する規程その他の体制
 - イ. 当社は、当社グループの経営活動上のリスクマネジメント体制を整備、構築するための方針を規定し、これに基づいて経営活動上のリスクを認識する。また、影響、発生可能性を鑑み、重要性に応じたリスク管理を行う。
 - ロ. リスクマネジメントを所管する部門が当社グループにおけるリスク対応を組織横断的に統括し、リスクマネジメント活動に係る意思決定は経営会議において行い、その内容を定期的に取り締役に報告する。
 - ハ. 当社は、災害、事故などの重大な事態が生じた場合の当社グループにおける対応方針を規定し、これに基づいて緊急事態のレベルを判定し、迅速に対応を行うことにより損害の拡大を防止するとともに損失を最小限に留める。
- d. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ. 当社は、当社グループにおける取締役会をはじめとする各会議体の運営方針、業務分掌・職務権限に関して規定し、取締役の職務、権限及び責任等を明確化する。また、取締役会に付議すべき事項を定め、その他の会議体、各部門責任者へ権限を委譲し、業務執行全般の効率的な運営を行う。
 - ロ. 当社は、取締役会において当社グループ運営上の重要な意思決定及び業務執行の監督・確認を行う。また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は各部門と業務進捗会議を定期的実施することにより情報共有を迅速に行い、適切な経営判断を実施する。
 - ハ. 当社は、取締役会においてグループ・全社戦略を定め、各部門および各子会社はグループ戦略を踏まえ自部門・個社の戦略を策定する。また、その進捗状況を定期的に取り締役会がモニタリングすることにより戦略の実行を担保する。
- 二. 当社は、取締役会に加えて、定期的に、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び重要業務を執行する管理職で構成する経営会議を開催し、経営情報の共有化を図ると共に、重要な業務執行に関する事項について協議し、機動的な意思決定を行い、経営の効率化を進める。
- ホ. コーポレート部門は、経営管理・リスク管理・人事管理・業務管理の各項目で、取締役会の意思決定と事業部門の戦略実行をサポートする。重要な子会社においても同様の体制を構築し、個社の事業戦略に最適化したサポートを実施する。
- e. 当社及び当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - イ. 当社は、子会社の経営管理に関する方針を規程に定め、子会社の経営・財務等に関する重要な事項については当社報告事項とすると共に、重要な意思決定については当社承認事項とすることで、適切な子会社の経営管理を行う。
 - ロ. 当社は、子会社の管理を行う所管部門を定め、子会社の管理責任者と連携して管理を行う。また、子会社に関する最新の情報を収集して整理保管し、必要に応じて情報を関係者に提供する。
 - ハ. 当社が設置する内部通報窓口は、国内当社グループの全ての役員及び使用人が利用可能とし、子会社における法令違反行為その他コンプライアンスに関する問題の早期発見・未然防止を図る。
- 二. 内部監査部門は、子会社の管理及び業務活動について監査を実施する。
- f. 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - イ. 当社の監査等委員会の職務は、内部監査部門においてこれを補助する。
 - ロ. 監査等委員会の職務を補助する内部監査部門の使用人の独立性を確保するため、当該使用人の異動等人事に関する決定は、監査等委員会の事前の同意を得る。
 - ハ. 監査等委員会より監査業務に関する命令を受けた補助使用人は、その命令に関して、取締役の指揮命令を受けない。
- g. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役その他これらに該当するもの及び使用人が当社の監査等委員会に報告するための体制
 - イ. 当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）・監査役及び使用人は、当社監査等委員会に対して、法定の事項に加え、経営に重大な影響を及ぼす事項、法令・定款に違反すると思われる事項、会社に著しい損害を及ぼす事項、その他監査等委員会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、速やかに報告するものとし、当該報告が円滑になされるよう、コーポレート部門が支援を行う。
 - ロ. 内部監査部門は、定期的に監査等委員会に対し、当社グループにおける内部監査の結果、内部通報の状況その他活動状況の報告を行うものとする。

- h. 当社の監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- イ. 当社グループは、当社の監査等委員会に報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、懲戒処分や配置転換等の人事上の措置等いかなる不利益な取扱いを行わないことを、「内部通報者保護規程」に明記する。
- i. 当社の監査等委員会の職務執行について生ずる費用又は債務の処理、費用の前払い又は償還の手続きに関する方針に関する事項
- イ. 当社は、監査等委員及び監査等委員会の職務の執行について生ずる費用については、通常の監査費用は期初に予算化し、計画外の費用については、監査職務の執行に必要なでないと明らかに認められる場合を除き、速やかにその前払い及び請求に応じる。
- j. その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査等委員は、重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握するため、取締役会のほか重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に係る重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人からの説明を受ける。
- ロ. 監査等委員会は、内部監査部門の監査と調整をはかり、連携して監査を行う。また、監査等委員会は代表取締役及び会計監査人と定期的に協議を実施し、意見及び情報の交換を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (1)当社は、「エス・エム・エス ビジネスガイドライン」に反社会的勢力に対する対応方法を明記し、必要に応じ周知啓発活動を実施する。
- (2)当社は、特殊暴力防止対策連合会等に加盟し、顧問弁護士事務所やその他社外の専門家及び関係機関と連携して対応する体制を構築する。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

株主総会

選任/解任

取締役会

監査等委員でない取締役

監査等委員である取締役

監査等委員会

監査/監督

連携

会計監査人

選定/解職、監督
重要な業務執行の委任

報告

報告

指示

連携

代表取締役社長

経営会議

内部監査部門

内部監査

各部門

子会社
関連会社

顧問法律事務所

助言

相談

報告

指示/監督

答申

諮問

重要案件の付議/報告

連携

会計監査

```

graph TD
    A[株主・投資家及び資本市場]
    B[取締役会]
    C[経営会議]
    D[情報開示責任者]
    E[代表取締役社長]
    F[コーポレート本部 情報開示担当]
    G[各部門]

    G -- "収集、管理" --> F
    F -- "報告" --> D
    D -- "確認" --> C
    C -- "確認" --> B
    B -- "開示" --> A
    D -- "協議" --> E
    E -- "報告 (取締役会決議を経ない開示時事項の場合)" --> B
  
```